



東北大学

東北大学

担当部署連絡先：研究推進部 研究推進課 基盤研究係
kenjyo@grp.tohoku.ac.jp

作成日：2020年2月27日
更新日：2020年03月12日

科研費
KAKENHI

高齢者財産管理への公的介入と法的保護

研究者所属・職名：法学研究科・教授

ふりがな みずの のりこ

氏名：水野 紀子

主な採択課題：

- [基盤研究\(A\)「高齢者の財産管理制度の分析と構築」\(2018-2021\)](#)

分野：相続法、民法

キーワード：家族法、高齢者、財産管理、成年後見、信託

課題

- なぜこの研究をおこなったのか？（研究の背景・目的）

未曾有の高齢化社会に突入しつつある現在日本において、高齢者の個人資産は、高度成長期の富の蓄積をも反映し、1700兆円にもものぼる。しかしながら、高齢者を狙う詐欺等の甚大な被害の発生など高齢者財産が本人の利益となるように適切な管理がなされていない。その原因は、私的自治の尊重や社会的事実を尊重する家族法学（中川理論〔図1〕）の中で、**高齢者の財産管理に対する公的介入や法的保護が不十分**だからである。増加する認知症患者に比して、成年後見制度の利用は低調なままである。高齢者の様々なニーズにこたえるために立法した信託制度も投資スキームにとどまり期待された民事信託としての利用は少ない。

日本は、成熟した先進資本主義国として、国際的にも質の高い成年後見法、契約法、消費者保護法、相続法、遺言法、信託法、保険法、訴訟法、執行法など高齢者財産管理に関する諸制度を十分に有している。にもかかわらず、全体として高齢者財産に十分な法的保護を提供できていない。この原因を分析し、解決策を提示するために、各領域の専門研究者が共同研究を行い、**高齢者の財産管理に安定的な保護を提供する制度を構想**することを目指している。



図1 中川理論の提唱者
中川善之助東北大学名誉教授
(写真提供：東北大学史料館)



高齢者財産管理への公的介入と法的保護

研究成果

- 研究メンバーが中心となった2019年比較法学会シンポジウム「家族による財産管理とその制度的代替」(図2)や研究メンバーによる2018年民法(相続法)改正作業への関与、2020年現在進行中の法制審議会民法(親子法)部会への関与等を通じて、比較法的にも、また、社会的課題としても、日本法においては私的自治の尊重の下、高齢者(生存配偶者など)を代表とする**家庭内の弱者が放置されていること、法的保護・公的介入の欠如**を明らかにした。
- 他国との比較から、日本法は、個人財産制での法定相続制度、成年後見制度、信託制度など他国で高齢者財産制度は既に充実しているにもかかわらず、それが運用されていないことが家庭内弱者の放置の原因であるとし、その背景には**制度的前提条件たる社会的インフラの欠如**があることを明らかにした。相続手続では被相続人の**遺産の清算手続**としての諸要素(**遺産裁判所・公証人**の関与)、成年後見制度では**後見人の担い手**とそれに対する公的支援、信託制度は受託者に対する**司法による監督**など、**介入的(強制的)な社会福祉・公的支援**が欠如しているため、制度が母国国のように運用されない。
- 日本固有の社会的インフラである**戸籍制度と不動産登記簿**は、元来が家族共同体の相互監視を前提とした徴税のための制度であり、身分証書(図3)とは異なり、個人の尊重を前提とした公的支援・法的保護の社会的インフラとはならず、現在は、むしろ**虚偽の戸籍届出や所有者不明土地などの社会問題の温床**となっていることを明らかにした。



図2 2019比較法学会シンポジウムの様子

今後の展望

- 日本において高齢者財産管理に法的保護・公的介入を与えるには
社会的インフラがないことを前提とした制度構築 ⇔ **社会的インフラの構築**
 という**2つの異なる方向からの検討**と緊張関係に立つ**両方向の議論をいかに糾合していくのか**の検討が必要である。
- 成年後見法、契約法、消費者保護法、相続法、遺言法、信託法、保険法、訴訟法、執行法など諸領域での共同研究を進めながら、この課題の解決策を探っていく。

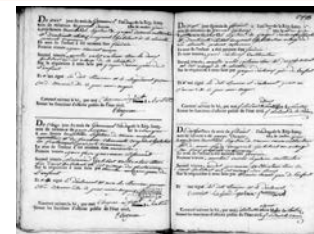


図3 フランス身分証書
(<https://archives.dordogne.fr/>)